

令和7年度第3回甲府市地域包括支援センター運営協議会 議事録

【 概要 】

日 時 令和8年3月10日（火）午後7時～午後8時50分
場 所 甲府市役所本庁舎6階 大会議室
出席委員 横内委員、由井委員、石田委員、鈴木委員、茂木委員、宮田委員、今村委員、
田中委員、堤委員、茅野委員、渡邊委員
欠席委員 長田委員
事務局 石川福祉支援室長
地域保健課：浅川課長、三品係長
長寿介護課：森本課長
地域包括支援課：原田課長、松田課長補佐、山上係長、川崎係長、伊藤主任、
渡邊主任、木下主事
傍 聴 なし

【 次第 】

- 1 開会
- 2 福祉支援室長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 甲府市地域包括支援センター定点調査について
 - (2) 令和8年度甲府市地域包括支援センター運営方針（案）について
 - (3) 総合相談事業の一部委託について
 - (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅支援事業所の承認について
 - (5) その他
- 5 閉会

【 議事の内容 】

※ 12名中11名が出席しており過半数を満たしているため、甲府市地域包括支援センター運営協議会条例第6条第2項の規定により本会議は成立。

(1) 甲府市地域包括支援センター定点調査について

事務局より、「資料1－1 包括別給付管理状況」、「資料1－2 11月定点調査結果」に基づき説明。

【委員】

人員体制に改善が見られた地域包括支援センター（以下、「包括」と記載）があり、安心した。

【議長】

9 包括の全体的な傾向として、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の再委託件数が増加しており、包括の本来の業務に時間をかけられるようになったと思う。また、職員の時間外労働に関しては、法人としての業務も関係してくるため、包括業務により時間外労働が多いとは一概に言えない場合がある。今回の定点調査結果からは、全体的に、包括の業務負担が改善している傾向が見られている。

（２）令和８年度甲府市地域包括支援センター運営方針（案）について

事務局より、「資料２－１ 令和８年度地域包括支援センター事業運営方針（案）」、「資料２－２ 令和８年度運営方針の令和７年度からの変更点について」に基づき説明。

【委員】

資料２－１・２－２の「５ 介護予防ケアマネジメント業務 （１）①（カ）」について、要支援者名簿に掲載されていても自治会に未加入の方については、自治会役員が関与しない方針とする地域が多いのが実情だが、それは困ることである。今後、そのような方に包括が対応することとなったという解釈でよろしいか。

【事務局】

自治会への加入・未加入に関わらず、包括が介護予防ケアプランを立てている方を対象に、その方の平時の日常的な支援と合わせて、災害時の対応（避難先など）や受けられる支援についても意識してもらい、個別避難計画の作成に包括が協力することを示している。但し、包括が介護予防ケアプランを立てていない方については本業務に含めていない。

【委員】

要支援者名簿に掲載されていても、災害時に誰がいつどのように助けに来てくれて、どこに避難するかということまで明確化されていないと、介護者は不安になると思われる。そういったことを考えるのに包括に協力してもらえるのは安心だが、平常時から具体的な訓練や会議をする等、地域と連携していないと災害時に救助できないと考えられる。

【事務局】

包括には、高齢者がどこにどのように避難するのか等を考えてもらうきっかけを作りたいと市では考えている。災害時、包括職員が臨場して救助できるわけではないため、災害時を想定して、どのように地域の支援を受けたり連携を図りながら避難が可能か、もしくは不可能かということを地域で考えていくことが重要だが、それにはまだ課題があると感じている。

【委員】

今後、さらに地域と連携し、地域の協力者と具体的な支援を考えていけると心強いと思う。

【議長】

要介護認定度や医療依存度の高い方について、災害時に向けてどのような対応がされているか、ケアマネジャーの立場から現状を教えてほしい。

【委員】

一般的に、ケアマネジャーに要支援者名簿の情報は共有されておらず、ケアマネジャーが

名簿の内容を把握しているわけではないが、担当する高齢者の災害時の避難場所について、地区で指定されている避難所に避難するか、自宅避難がよいか等もふまえて確認し、ケアプラン作成時の資料に記載している。実情は地区で指定された避難所に避難することは難しいため、個別に考えていくことが重要だが、災害時に、具体的に誰がどう動くかということまでは明確化していない。災害時に支援してくれる近隣住民や親族がいる場合は、話を進めることができるが、いない場合は話を進めることが難しい。

【議長】

実際に災害が起きた際、救助に来る予定だった方も被災するかもしれない等、様々な状況を想定しながら検討する必要があるため、個別での相談になっていくと思う。

【委員】

包括が介護予防ケアプラン作成時に個別避難計画作成の支援を行い、当該計画に記載された避難場所として、地域で指定された避難所が位置付けられていても、自治会未加入者であった場合、自治会による支援を受けられるかは自治会の判断となる。万一、自治会の支援を受けられなかった場合は、個別避難計画の内容に乖離が生じる。そうすると、災害時に、D W A T（災害派遣福祉チーム）が当該計画に基づき支援活動を行おうとしても、どのように動けばよいか悩んでしまうこととなる。平時では時間をかけて検討できるが、災害時にそういった事態が発生すると、臨場したD W A T職員が困ってしまう。本課題は、本協議会で議論することではないが、懸念されることであると思う。個別避難計画の作成支援は、包括の負担にならない範囲で行うという解釈と思われるが、災害時、包括は計画作成の支援以外の点でも地域から頼られる存在となることが想定されるため、本課題は包括にも影響してくると思われる。最終的に包括が困る要因の一つにならないように、自治会未加入者の取扱いをどうするか、防災担当部署と共有し、包括との認識のずれがないよう確認を取ってもらうことが重要と思う。

【事務局】

本件については、防災企画課と情報共有している。地域の中でも、支援者を2名立てることに非常に苦労している。包括やケアマネジャーのみに支援を任せることは考えていない。防災企画課や地域の関係機関・関係者と相談しながら検討していく内容と認識している。

【委員】

災害に対する準備は必要だが、運営方針の中の表現として、「対象者の避難支援を実効性のあるものにするため」との文言が包括職員にとって負担が大きいと感じ、包括職員がそこまで担うべきか疑問がある。「避難方法について話し合う・確認する」といった文言の方が実情に合っているのではないかと感じた。

【事務局】

表記の仕方については検討させていただきたい。

【委員】

資料2-1・2-2の「11 地域密着型サービス事業所への支援業務」について、運営推進会議への出席は委託業務ではないとの解釈や、報告書の提出を義務付けないことは包括の負担軽減につながり、良いと感じた。どのような流れでこの解釈に至ったのか。

【事務局】

これまで包括からも意見をもらい、特に、事業所数が多いエリアの包括は負担が大きかった。包括からの報告書を運営推進会議の担当部署が参考にしていたが、運営推進会議を主催する事業所から会議録が提出されているため、重複する部分があった。包括と事業所で視点は若干異なるが、包括には、毎月の報告書ではなく、必要時に、随時、口頭で担当部署に報告する形式をとることとなった。

【議長】

資料２－１・２－２の「５ 介護予防ケアマネジメント業務 （１）①（カ）」については、文言の修正を検討してもらうが、それ以外の箇所に関しては承認をいただけるということでよい。

※委員より、異議の声なし。

（３）総合相談事業の一部委託について

事務局より、「資料３ 総合相談支援事業の一部委託について」に基づき説明。

【委員】

資料に記載の「目的」は包括の業務負担の軽減になるため大いに賛成したいと思うが、内容について確認したい。委託できる事業者は、①特定事業所加算の算定を受けている居宅介護支援事業所、②その他、総合相談支援事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施できる法人と資料に記載されているが、①かつ②、①もしくは②、どちらを指しているか。

【事務局】

①または②と考えている。

【委員】

これまでの運営協議会でも、「公正中立」の観点について意見を述べてきたが、総合相談支援事業を居宅介護支援事業所等へ委託することについて、公正中立性がどのように担保されるのか懸念している。

特に、事業所名には法人名や個人名などが含まれている場合があり、市民から見た際に特定の法人との関係性を連想させる可能性がある。包括についても、過去には公正中立性への配慮から、法人名を冠した名称ではなく、東西南北などの中立的な名称へ変更した経緯があったと認識している。

また、包括職員は行政から委託を受けているという意識のもと、日頃から行政と連携しながら高い公正中立性を求められて業務を行っているが、包括からさらに民間の事業所へ委託する場合、民間同士の関係となるため、行政が求める公正中立の考え方が十分に浸透し、維持されるのか不安がある。

研修の受講や「抱え込みをしない」といった規定は示されているが、そういったことのみで、質や公正中立性を十分に担保できるのか疑問がある。今回の制度設計において、公正中立性をどのように確保するのか、また事業所の名称の問題も含めてどのように考えているか。

【事務局】

総合相談支援事業の一部委託について、包括が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

業務を居宅介護支援事業所へ委託している場合と同様に考えており、受託事業者の名称を公的な名称に変更することは、現時点では想定していない。

一方で、公正中立性をどのように判断するかは難しい課題。相談業務を公正に行い、受託事業者自身の利益誘導につながらないことが前提となるが、その判断基準や確認方法については、現段階で詳細を示せる状況にない。今後は、包括・受託事業者との協議のみでなく、受託事業者の選定時や受託後の事業評価に市も関与し、受託事業者が公的な業務として、包括と連携しながら総合相談支援事業を適切に実施できるかを慎重に確認していく必要があると考えている。

【委員】

例えば、単にデイサービスの利用を希望する相談であれば問題ないと思う。しかし、総合相談支援事業を受託した事業者が相談対応を行い、その法人内にデイサービス事業所がある場合、事業所側に利用を勧める意図がなくても、市民が「そのデイサービスを利用しないと事業所にわるい」と受け取ってしまう場合がある。実際に、本来は別のデイサービスの利用を希望していたものの、担当者に言い出せず、その法人のデイサービスを利用しているという相談を受けたことがある。

こうした状況を踏まえ、公正中立性を確保するために、自法人サービスの利用割合について一定の基準を設けて確認する考えはあるか。それとも、特段の数値基準は設けず、受託事業者の適切な運営に委ねるという方向性か。

【事務局】

包括の事業評価でも、案内する介護サービスが特定の事業所に偏っていないかという評価項目がある。ご指摘通り、受託事業者の評価基準にも同様の項目が必要になるのではないかと考えている。

【委員】

委託料について、包括と受託事業者で協議して決定することとなっているが、一律にしない理由は何か。

【事務局】

基本的には同じ金額と考えているが、地域性もあり、市が目安で示したのが今回提案した金額である。

【委員】

複数の事業者が本業務を受託した場合、それぞれの委託料に差が生じ、その金額が明らかになったとしても、市が定めたルールに基づくものであれば問題ないということか。

【事務局】

情報が公開されるかは別の論点になるかもしれないが、今後、委託を実施する際には、そのような点も含めて事業者と十分に協議していきたいと考えている。

【委員】

包括が受託事業者を選定するに当たり、協議の上で特定の事業者に依頼する形を想定しているか。それとも、公募によって受託事業者を選定することも可能なのか。

【事務局】

受託事業者の選定方法については、各包括が判断し、決定することとなる。

【委員】

包括側が事業者に受託を依頼することも想定しているか。

【事務局】

想定している。逆に、事業者が受託を希望する場合もあると想定している。

【委員】

受託を希望する事業者が複数ある場合、包括がどのような基準で選定するのかを明確にしておかないと、選定されなかった事業者から疑問が生じる可能性があると考ええる。

【事務局】

現時点で、明確に統一した基準を示すことは難しいが、今後包括と協議をしながら検討していきたい。

【委員】

受託事業者が包括と単年度契約を締結した後に、職員の退職や体調不良等により人員基準を満たせなくなった場合、契約期間中であっても受託を終了することは可能か。

【事務局】

受託事業者側の事情も想定されるため、そのような対応について検討していきたい。

【委員】

包括の経営状況に影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、業務負担の軽減につながる形で円滑に運用されればよいと思う。事業の目的そのものについては賛成である。

【委員】

職員配置について、「常時1名以上配置」とあるが、職員が訪問対応で外出している場合は電話対応ができなくなることが懸念される。この規定は、事業所内に常時少なくとも1名の職員を配置しておく必要があるという理解でよろしいか。

【事務局】

必ず1名配置することを想定している。兼務可能だが、居宅介護支援事業所等の業務を行う中で、総合相談支援事業の一部委託も行ってもらおうことを考えている。

【委員】

常時配置する職員は、その場で相談や問い合わせに対応できる職員でなければならないか。委員の所属する事業所ではケアマネジャーが全員外出している時間帯があり、事務職員が一旦電話を受けた後、担当職員から折り返し連絡する体制としている。そのため、常に対応可能な専門職を事業所内に配置することが求められる場合、受託可能な事業者が限られてしまう懸念がある。現在の運用が認められるのであれば、受託を検討できる余地があると考ええる。

また、委託を受けた場合、包括と同様に365日24時間体制での相談対応が求められるか。

【事務局】

包括では、虐待等に対応するための緊急事態も想定し、24時間対応をしている。特定事業所加算を取得している事業所は同様に24時間対応をしているが、受託事業者には初めから24時間対応を求めている。

【委員】

事業者によって開所時間が異なる可能性があるがよいか。

【事務局】

現在も包括によって、開所時間は異なる。事業所によって開所時間は同じでなくてもよいと考えている。

【委員】

特定事業所加算を取得している事業所は、全て24時間対応できるということか。

【事務局】

その通りである。

【委員】

特定事業所加算の元々の規定に24時間対応があるということは非常に安心である。

【委員】

委託料の決定方法について懸念がある。相談件数にかかわらず、1ヶ月当たりの定額を目安とするとの説明だったが、この金額はどのような算定根拠に基づいているのか。

また、委託料は業務内容に見合った金額であることが重要だと考える。居宅介護支援事業所の立場として、本金額で受託可能かどうか、他の委員の意見も伺いたい。

【委員】

事業所の経営面を考慮すると、本金額で受託することは困難。

実際にどの程度の相談件数があるか見通せないが、事業を実施するのであれば十分な周知を行い、有効に活用されることが重要だと考える。

また、相談対応のために事業所内へ常時職員を配置する体制を整える必要があると考えるが、本金額の委託料では当該体制を維持することは難しいと感じる。業務内容を精査した上で、受託事業者が主体的に対応する部分と、包括と連携して対応する部分を整理する必要があると思うが、現在示されている委託料では継続的な運営は厳しい。

【委員】

委託料については、介護予防ケアマネジメント委託料と同様に、実績に応じた「1件当たり」の算定方式とする方が適切ではないかと思う。

また、事業の質の向上や円滑な運営のためには、市が年1回の関わりのみでなく、受託事業者と密にコミュニケーションを図りながら事業を進めていくことが重要と考える。併せて、相談対応の質の確保・向上を図るため、研修制度を設けることも必要ではないかと思う。

【議長】

委託料の目安の根拠を説明してほしい。

【事務局】

包括の委託料を基に職員1人当たりの人件費を算出し、その上で、過去3年間の定点調査結果から総合相談支援事業が包括業務全体に占める割合を算出した。さらに、総合相談支援事業のうち、受託事業者が担うことを想定している相談内容や件数の割合を見込み、包括も引き続き総合相談事業を担うことを踏まえて、包括と受託事業者の業務分担割合を反映した結果、本金額を算出した。

【委員】

常時、職員を配置する体制や、包括が現在行っている総合相談支援事業と同程度の記録作成・報告書提出が求められる場合、受託事業者の業務負担は相当大きくなることが懸念される。業務内容の記録・報告の方法については、受託事業者の負担軽減と、包括が必要な業務状況を把握することの両立が図られるよう検討が必要ではないかと考える。

また、相談内容をレベル1からレベル4に分類する判断について、居宅介護支援事業所等が適切に対応できるかという課題もある。実際に虐待対応では、より早い段階で包括へ相談があれば重症化を防げたと思われる事例もあり、判断の難しさを感じている。

そのため、受託事業者と包括が日頃から情報共有を行い、事例を通じて相互に学びながら相談対応の質を高めていくことが重要であると考え。事業者内で複数職員による検討を行い、対応に迷う場合には包括へ相談する体制が必要ではないかと思う。

さらに、研修については、包括の組織や業務内容を理解するための内容だけでなく、個別事例への対応力やソーシャルワークの視点を含め、総合相談支援事業の質の確保・向上につながる実践的な内容を検討してもらいたい。

【事務局】

ご指摘通り、ソーシャルワークも関わってくるため、総合相談支援事業の質に関する研修も実施していきたいと思う。

【事務局】

相談レベルの区分については、レベル1及びレベル2の相談は受託事業者が基本的に対応し、レベル3については、包括と協議しながら受託事業者が対応可能な範囲で対応することを想定している。また、緊急性の高いレベル4の相談については、包括が対応することを基本的な考え方としている。

【委員】

そうではなく、相談内容をレベルごとに判断する際の知識や経験には個人差があり、その判断にばらつきが生じることを懸念している。

【事務局】

相談対応の質を確保するためには、研修の充実が重要であると考え。また、受託事業者と包括との連携も重要であることから、しっかりと取り組んでいきたい。

【議長】

受託可能な事業者としては、居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所などを想定しているが、人材確保が課題になると認識している。今後、各包括と内容を十分に協議するとともに、包括からの意見や本日、各委員より出た意見を踏まえ、制度設計の検討を進めていってほしい。

【委員】

現在、シニアクラブの会員の中で、国民年金の方が多く、年金額が少なく、受診したくても受診を躊躇う方もいる。安価で医療介護サービスを受けられるような体制を作ってもらいたい。

【議長】

包括が対応する相談業務は無料であるため、今後も困りごとがあった場合は安心して包括に相談してほしい。

各委員より、特に委託料の設定について懸念が示された。委員から提案のあった、1件当たりや相談レベルごとに委託料を設定するなど、細かい算定方法も検討の余地があるのではないかと感じた。

また、受託事業者側からは、常時職員を配置する体制の確保には難しさがあるため、人材確保の方法や兼務の取扱いについて、さらに検討していただけるとよい。

【事務局】

委員の皆様からいただいた意見を精査し、検討を継続していく。

【事務局】

委員の皆様からいただいた意見をしっかりと受け止め、市民サービスを低下させないことを第一に踏まえ、今後も検討していきたいと思う。

【議長】

今後も検討を重ねていくこと及び、本運営協議会の所掌事項に総合相談支援事業の一部委託に関することを追加するということに関して承認いただけるか。

※委員より異議の声なし。

（４）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅支援事業所の承認について

事務局より、「資料４ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務受託意向申出書提出事業所一覧」に基づき説明。

【議長】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅介護支援事業所の承認をいただけるか。

※委員より異議の声なし。

【議長】

以上で議事を終了する。